

海外の活用実態が日本に示唆するのは？ 「実際に使う」 デジタルインボイスの展望

デロイト トーマツグループ
税務・法務領域ビジネスリーダー

溝口史子

デジタルインボイス推進協議会（EIPA） 幹事法人
株式会社TKC 執行役員

富永倫敦

はじめに

溝口：デロイト トーマツグループの税務・法務領域のビジネスリーダーをしている溝口史子でございます。海外のVAT（付加価値税）を専門にしております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

富永：株式会社TKCで企業情報営業本部担当の執行役員を務めております，富永倫敦と申します。今日は「デジタルインボイス推進協議会（EIPA）」として参りました。現在，TKCはEIPAの代表幹事を務めさせていただいており，そんなご縁があって対談に参加させていただきました。よろしくお願いいたします。

本対談では，海外でデジタルインボイス

がどう活用されているのかを踏まえ，日本の制度・実務の現在と将来像を掘り下げていきます。

そもそもEIPAとは何かということですが，日本国内で活動する事業者が共通的に利用できるデジタルインボイスの普及を目指し，5年前に設立された組織です。今では日本で会計ソフトや請求書発行・受領ソフトを開発している会社様を中心に162社が加盟しています。

実際にやっていることは，名前が示すとおり，デジタルインボイスを皆で推進していくこう，ということです。主に2つの活動をしており，1つは「開発支援部会」で，先ほどの162社の中でベンダーがデジタルインボイスに対応するための知見を共有しています。相互にわからないことを共有したり，相互接続テストをしています。

この相互接続テストが意外と重要です。日本では「Peppol」という共通の仕様を使っているので、理屈の上では異なるベンダー間でもデータを送受信できるのですが、やはり開発ベンダーの感覚としては実際にやってみないと不安だという意見があります。そこで、実際にベンダー各社で集まって「A社とB社でデジタルインボイスのやり取りをしてみよう」と試しており、問題なく接続の確認ができています（図表1参照）。

もう1つは「広報部会」で、実務家や企業向けに広報活動をしています。特に、税理士会や国税当局からデジタルインボイスに関して講演してほしいという依頼が多く来ています。もちろん、民間ベンダーとして、いつもはライバル会社ですが、そんな彼らが集まって普及をしていこうと頑張っています。

今回、私はそんなEIPAの立場で見聞きしてきた現状などを踏まえ、そして溝口先

生には間接税の専門家としての知見、そしてEUを中心とした海外調査の結果を基に、色々とお話させていただきます。もちろん私見も入りますが、よろしくお願いします。

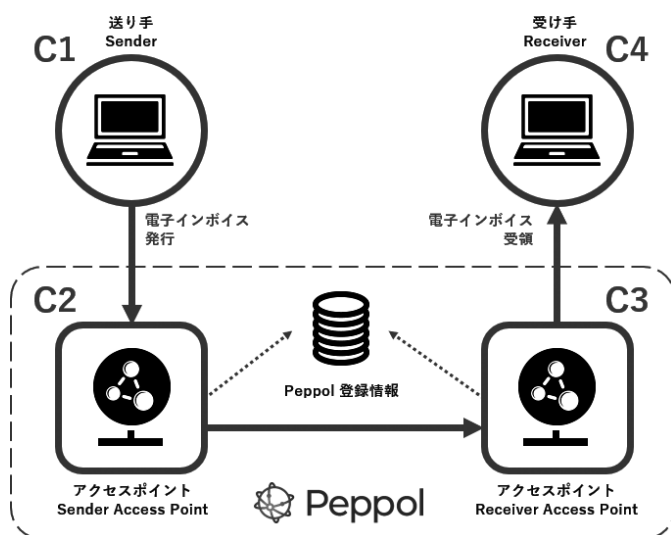
デジタルインボイスの現状

■脱税と効率

富永：日本は、昨年（2023年）インボイス制度が始まると同時にデジタルインボイスもOKだということになったのですが、現場ではインボイス制度自体の対応で手一杯で、デジタルインボイスの導入までは進まないというのが現状かと感じています。

そういった中で、諸外国を見渡すと、義務化している国やしようとしている国、あとは課税庁にデジタルインボイスのデータを共有する「デジタル報告制度」を取り入れている国などがあります。義務化をするにあたっての政府の後押しの種類や程度もさまざまです。

【図表1】Peppol 4 コーナーモデル



（出所）EIPAホームページ「デジタルインボイスとは」（<https://www.eipa.jp/peppol>）

そこで、EIPAとして一度調査をして、協議会内外に共有・公表することで、デジタルインボイスの普及に向けた取組みがより進んでいくといいなということで、今回、デロイト トーマツさんにEUを中心とした国・地域の調査をご依頼いたしました。ちょうどこの対談のタイミングでは公開されているはずなので、その結果も踏まえてお話をさせていただければと思っています（EIPAホームページにて公開予定）。

中小企業でもEUとの取引が当たり前のようにありますし、企業にとっても「紙とデジタルのどちらでもいいですよ」という中で取り組むよりは、「実際に海外だとかいうことになっています」という参考があったほうが取り組みやすいのではないのでしょうか。

溝口：そうなんですよ。日本は、インボイス制度自体が約30年遅れで始まったという状況です。日本の消費税は1989年に導入され、35歳にしてようやくインボイス制度が入ったと。

インボイス制度はもともとVATが発明されたときからあった制度ですので、89年から数えれば35年ですが、発明されたのが1954年なので、そこから数えると70年くらい遅れているといえます。

富永：なるほど（笑）。

溝口：でも、日本と、EUをはじめとした諸外国の、デジタルインボイスへの「調子の違い」というか、向き合い方が180度違うと感じています。そして、これはチャンスなんじゃないか。

諸外国はVAT/GSTの脱税行為が凄まじ

く、400億、500億ユーロの世界です。デジタルインボイスはそれをどう防ぐかという「手段」としての側面が強くなってしまっていて、e-invoicing利用に依拠したデジタル報告義務（Digital Reporting Requirements；DRR）もセットで入ってきているんです。そこに注力してしまっているんですね。「北風と太陽」でいうと、北風しかない世界なんです。皆もう構えちゃって、でも仕方ないからやる、という世界だけなんです。

ところが日本は、「事業者の業務のデジタル化」ということで、受発注から申告納税まで、いかに効率的にエラーなく生産性高く処理できるかということを中心として取り組まれている。これが本当に素晴らしいと思うのです。

全世界もこうありたかったと思うんですよ。もちろん日本の消費税も色々問題はあって、例えば輸出物品販売場の制度を利用した犯罪などもありますけども、それは諸外国の比ではありません。

そんな安全な環境でどう前向きにデジタルを活用していくか、それも、デジタルインボイスの取引を継続的に監視する、いわゆる“continuous transaction control”という目的ではなくて、利用する方が使いたくなるような利便性を考えて普及させるというのが素晴らしいと思います。

■社会のためになる制度作り

富永：おっしゃるとおりです。今のお話について、感じていることが2つあります。

1つは、EUでデジタルインボイスが義務化される国が増えつつあるなか、日本で消費税法が始まってからの歴史的な変遷から今回のインボイス制度導入を見たとき

に、少なからず消費税という税の概念について適正にしよう、つまり脱税行為を減らそうという方向性になってきているのは間違いないと思います。その中でデジタルインボイスというのは、次のカードとしては有用かなと。課税当局側からしても、紙やPDFよりはデジタルのほうがよいというのは、世界的な潮流からしてもそうですね。

溝口：そうですね。課税庁も諸手を挙げて賛成なんだと思います。

欧米と日本を比較したときに、欧米は基準作りが非常に得意だと思うんです。今回の「Peppol」もEU域内で他の加盟国が別の加盟国の公共調達に障害なく参加できるように標準化しようというきっかけでできたものです。そのおかげで、「これは民間でも使ってもいいんじゃないか」ということで全世界に広がっていると。これは本当に、ヨーロッパ人の良いところが出ていると思うんですよ。

ここにきて、日本人の素晴らしいところが発揮されます。その技術を使って、皆で手を取り合って社会のためになる制度を作っていこうよ、と。そこが素晴らしいマッチングを見せているなと思います。

だからなんとかして、強制される形ではなく、これを日本で実現できたら、それこそ欧米から視察団が来るような……まあ米は付加価値税制度がありませんから置いておいて……諸外国から先進的な取組みとして注目されるような良いものになるんじゃないでしょうか。

■使ってみると意外と楽

富永：もう1つ感じているのは、今お話

があったように、デジタルインボイスというものの自体を義務とかやらなきゃいけないものと捉えるのではなく、われわれ協議会としても、やっぱり経理業務、請求書発行業務の効率化というところと、あとはそこに後続する業務の効率化ということで、デジタルインボイスだけではなくて、デジタルを使って業務を効率化しようという大きな枠組みの中の1つがデジタルインボイスだという形で、今ベンダー各社さんがPRしている状況だと思います。

TKCの事例ですが、昨年インボイスが始まったタイミングから、顧客である税理士の先生方には基本的にPeppolでデジタルインボイスを送るということにしました。それまでは請求書を毎月紙で送っていたんですが、それを「Peppolで送ります」としました。

会員の税理士の先生方からは、ソフトウェアの提供や、法人税申告の計算処理などシステムサポートの対価として料金を頂戴しておりますので、請求書はほぼ毎月出ているんですね。毎月2万件くらい出ているんですけど、これを全部デジタルに換えます、紙はやめますという取組みをしているところなんです。

受け取った税理士の先生方からは「あ、こんな簡単なの？」という反応をいただきます。例えば、TKCから来た紙の請求書をもとに会計システムに仕訳を入力するのに、これまでは90分かかっていたけど、今は3分でできてしまうという話を聞きました。

われわれの狙いは、税理士の先生方が「まず受け取っている」という状態を作り、こんなに楽なのか、ということを実感してもらうことです。

デジタルインボイスは、私見ですが、発行する側よりも受け手側にメリットがあるんです。いや、発行する側にももちろん紙と比べるとメリットがなくはないんですけど、「PDFの電子インボイス」と「デジタルインボイス」を比べたときに、印刷代、封入代、郵送代がかかる紙との比較では、PDFもデジタルインボイスもあまり変わりません。

そういう意味で、やはり受け手のほうが圧倒的なメリットを実感できるのです。ただ、受け手が「デジタルインボイスを送ってくれ」と言っても、送ってくれる人がいないとそのメリットを実感できない。ここがジレンマです。

そこでまずTKCは、自分たちが税理士の先生方にデジタルインボイスを送って、税理士の先生方が「これって楽だね」と、今まで90分かかっていた仕訳が3分で終わります、となると、今度は税理士の先生方が関与する中小企業さんにデジタルインボイスを送っていただけるかと。「うちの事務所はこれですごく楽になったから、使ってみてよ」と勧めていただけると良いなと考えています。

進んでいるところだと、すでに中小企業で企業同士で送り合っているところも出てきています。まだまだ件数は多くないのですが、広がりが見えてきています。

先ほどおっしゃっていた、制度設計が得意な欧州とは違う形で、デジタル化という大きな枠組みの中で、経理業務を効率化しましょうという取組みがまさに進んでいます。

■入金消込の効率化も

富永：あとはやはり、まだまだ仕組みと



溝口 史子（みぞぐち ふみこ）

デロイト トーマツグループ

税務・法務領域ビジネスリーダー

ドイツ税理士

東京大学法学部卒、ロンドンスクールオブエコノミクス欧州社会政策学修士。2001年1月にドイツ大手税理士法人に入社、05年3月にドイツ税理士登録。ドイツ税理士として日系企業の法人税及び付加価値税申告、移転価格文書化、税務調査対応、組織再編、買収時の税務デューデリジェンスを行う。15年よりデロイト トーマツ税理士法人間接税サービスパートナー。24年6月よりデロイト トーマツグループ税務・法務領域ビジネスリーダーに就任。著書として、『EU付加価値税の実務〔第2版〕』（中央経済社、2020年）のほか、共著書多数。

しては道半ばですが、経理で今一番大変な業務の1つが入金消込ですね。

溝口：そうなんですよ。これもぜひ伺いたいと思っていました。デジタルインボイスでこれも解決する仕組みを実現できたらと。

富永：ここは、今すぐできるようになる話ではないんですが、中長期的なスコープに入れてEIPAの中でも活動しています。

ここまでできると真の効率化になるんだろうなと思っています（図表2参照）。

溝口：この「全銀EDI」との連携ということですね。

これは、どのくらいのタイムスパンで実現したいと考えていますか？

富永：できるだけ早くとは思っており、関連団体と会合を開いたりしているところです。

ただ、もちろん入金消込というのは大きな業務効率化につながりますが、それ以前の問題として、仕訳の計上とか、あとはやはり請求書というのは日本の商慣習では1か月分がまとまって来ることが多く、これをベースにすると仕訳もまとまったデータになってしまうといったことがあります。

デジタルインボイスはその詳細なデータですので、1行だろうが100行だろうが処理に変わりはありません。さらに、細かなデータが手元に届くというのは経営管理上

有用ですよ。このあたりの変化も大きいのかなと思っていますところです。

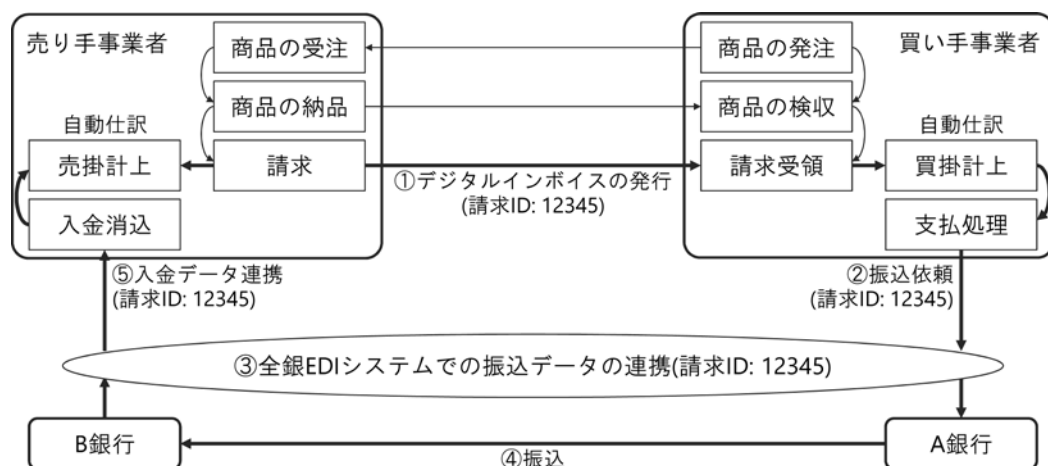
連動する欧州と日本

■欧州に合わせ日本企業も動くべきワケ

溝口：欧州は2030年7月からVAT in the Digital Age (ViDA) という新しいデジタルインボイスの制度を導入する予定です。

この新制度の中で、最初は「まとめインボイスは駄目だ」と言われていたのですが、やっぱりビジネス上の利益が大きかったのか、今年の5月にまとめインボイスが復活しました。ちなみに、この法案は11月5日にECOFIN（Economic and Financial Affairs Council；経済金融委員会）で合意が取れました。今ホヤホヤの状況です。10月26日に再折衷案が出て、そこからほとんど変わっていません（溝口史子「VAT in the Digital Ageの動向」『税務弘報』2024年9月号参照）。最後、エストニアが民泊

【図表2】支払処理及び入金消込業務の効率化を実現



(出所) EIPA「デジタルインボイスが目指す商取引のDX (Digital Transformation)」(令和4年3月) 19頁

とタクシーのプラットフォーム課税について拒否権を発動していて、結局次のハンガリーが議長国になる会期に持ち越されていたのですが、ついに合意が取れました。この後は欧州議会に形式的に持ち込まれるだけになりました。

なので、本決まりですね。本決まりで、EUではデジタルインボイスが域内越境取引について2030年7月から義務化されます。

あと、既存のデジタル報告義務（DRR）で2023年末までに入っていたものがある場合にも、2035年までにはすべて欧州共通の形式に統合されることとなります。ついに動き出したんですね。これが最新の動きです。

じゃあ、日本としてどうするか。先ほどお話に出てきたように、日本国内の中小企業でもEUと取引があります。このとき、日本にしか拠点がありませんという企業もあり、EUでデジタルインボイスの発行義務に直面するか、直面するとしたらいつのタイミングからかという問題ですが、これ、ちょっとわからないんですよ。

なぜかという、「取引の形態」によるからです。例えば、単なる輸出で、free on board（FOB；本船渡し）で日本で取引が完了するなら関係ないし、そうではなく向こうまで運ぶ場合もあるし、あとはどういう輸送経路を辿っていくのか、域内越境取引なのかそうではないのか、さらにいうと、加盟国に裁量権がありますので「国内の取引に対してもデジタルインボイスの発行義務をかける」ことも裁量で認められています。

要はどこで課税になるか判断して、さらにその国のデジタルインボイス制度を見に行かないと、実際に義務があるかどうか



富永 倫敦（とみなが とものり）
デジタルインボイス推進協議会（EIPA）幹事法人
株式会社TKC 執行役員
企業情報営業本部 本部長
平成14年度の連結納税制度創設当初から、TKC
連結納税システム（eConsoliTax）のコンサルティング業務に従事し、以来一貫して20年超に
わたり中堅・大企業の税務部門に対する税務システム
のマーケティングやコンサルティング業務を行
っている。現在、消費税のインボイス制度への
対応をきっかけにデジタル化を通じた事業者のバ
ックオフィス業務の効率化を実現することを目的
に誕生したデジタルインボイス推進協議会（EIPA）
幹事法人のメンバーとして活動している。

かわからないんです。

そう考えると、面倒くさいじゃないですか。そうすると、もう全部、腹くくって、本社でもやるという形にするのがよいのではないのでしょうか。

富永：そうですね。私もEUで「域内取引が義務化されるだけだから日本は関係ないですよ」というコメントを受けることがあります。いやいや、本当にそうですか、と考えています。

逆の立場になって考えてみましょう。もし会社がEUにあるとして、「域内はデジタ

ルインボイスが義務化、日本は紙かPDFでもよい」という状況になったとき、どうしますか。義務化になるのなら、もう面倒くさいから全部デジタルインボイスにしたいと思いますよね。そうすると日本の企業にも、「あっ、それってわりと身近な影響だね」となります。

思い出すと、大法人の電子申告が義務化される前に、国税の電子申告の割合が地方税をリードしていた時期がありました。これはなぜかという、全市町村が電子申告に対応できていなかったんですね。歯抜け状態というか。「この市には電子申告ができるけど、この市には紙しか出せない」というように。バラバラのときは、なかなか電子申告が普及しませんでした。ところが、全市町村ができるようになったら、いきなりバツと進んだんですね。

多分そのような形で、EUの会社さんの立場に立ってみれば、もう、デジタルインボイス義務化となったときに、じゃあ「義務化じゃない取引を洗い出して、そこだけわざわざ紙で対応する」なんてことは、馬鹿馬鹿しくてできないのではないのでしょうか。

そう考えると、日本の企業にもけっこう影響があるんじゃないかなと。

■サプライヤーは特に注意

溝口：そうなんですよ。

あと、パワーバランスを考えたほうがいいですね。自分が買う側ならともかく、サプライヤー側だったらどうか。「9割が域内取引でデジタルインボイスを送ってきている、若しくは仕入れインボイスをSelf Billing（自己請求）でデジタルで発行しているのに、日本のあの企業だけ、紙を

遠路はるばる送ってくるよ」なんて受け入れられるわけじゃないですか。

思い出すんですけど、2000年代初頭、日本企業は世界のあちこちに子会社を創って、売り切りの商売をしていました。そんなとき、ノキアが「もう工場に持ってこい」と言ってきたんです。子会社を介在させることはまかりならないと。マージンを抜いているというのはわかっていますから。なので全部DDP（Delivered Duty Paid；関税込み持込渡し）で持ってきてくださいという指令を一齐に出したんです。

そうしたら大騒ぎになって。DDPで持っていくということは、現地でVATがかかるということで、日本のサプライヤーさんから非常に多くの相談が持ち込まれました。

それと同じで、非常に大きな企業が号令をかけて、サプライヤーさんに「これからは全部デジタルインボイスでやりますよ」と言われたらおしまいなんですよ。

あと、日本の大手企業がどう対応するかというのも大きいと思っています。例えば自動車メーカーの工場が現地に進出していくと、そのやり方に合わせないといけません。現地設立法人となると、日本法人だろうがEU法人だろうが同じ規制に掛かりますから、デジタルインボイスに対応せざるを得ません。

富永：そうすると、日本での義務化はよくわかりませんという中でも、実務的な影響を考えると、早かれ遅かれ取り組んだほうが良い。それと、先ほどお話にあったような、業務の効率化のために、普及が果たしていければいいのかなと思っているところです。

■経済・民間企業・課税庁

溝口：本当にそうですね。ぜひ、図表3のような形を実現していただいて。

富永：国税庁さんの「税務行政のDX」についてですね。国税庁さんの講演では、申告法人数の増加に見合う税務署の職員等のリソースが不足しており、これからは税務行政もデジタル化をしていかないといけない、というお話を伺いました。

今までは電子申告をはじめ税務の分野しかフォーカスしていなかったところ、事業者の皆さんもデジタル化を進めていこう、というのが大きな流れになるのかなと。

これは、OECDが2014年に「制度設計による税務コンプライアンス」で示されたセキュアード・チェーン・アプローチの視点で、取引がデジタルで流れるようにという提言も影響しているのかと思っています。

溝口：本当におっしゃるとおりです。

実現までは3段階だと思っています。「経済」のデジタル化、「民間企業」のデジタ

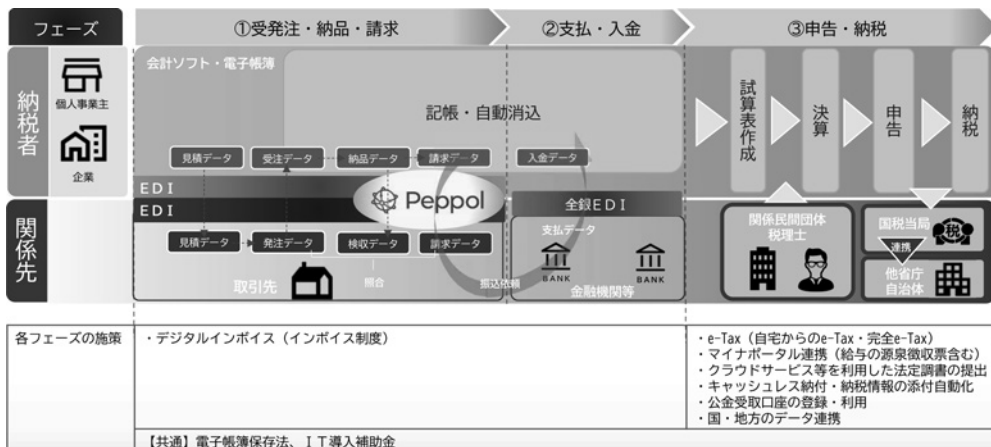
ル化、そして「課税庁」のデジタル化。ここがベクトルとして一方向ということではなく、行ったり返ったりしながら相互に関係しあってやらなくちゃいけない世界になっていると、欧州で見て取れます。

例えば、2030年7月にEUで導入されるデジタルインボイスの発行ですが、取引日から10日以内にデジタルインボイスを発行して同時に課税庁に共有されます。「リアルタイムレポート」というやつですね。

それを用いて課税庁は何をするかというと、データを分析、突合するわけです。日本の輸出免税取引もそうですが、「この物自体はドイツからフランスに行っているとされているけども、それがフランスで本当に申告されているか」を突合しにいくんですね。そのプロセスを見据えています。そこは、課税庁のデジタル化です。

さらにいうと、先ほど全銀EDIが登場しましたが、もう1つEUで話題に上がっているのが、キャッシュフローとの突合というのも始まっていまして、CESOP (Central Electronic System of Payment informa-

【図表3】事業者の業務のデジタル化（概念図）



（出所）国税庁「関係省庁の連携による事業者等のデジタル化の促進」（令和5年11月）4頁

tion) というやつですね。決済事業者に対して特定の要件を満たす支払についての情報の提供を求めると。それも、誰が求めているかという、課税庁なんですね。

キャッシュフローの情報と取引情報、この両方のデータを集めて分析することによって、免税取引を利用したカーセル取引のような脱税行為を早い段階で発見しようということで動いているところです。

やっぱり、デジタルインボイスの発行を民間がやるかやらないかという話だけを捉えても駄目なんですね。それに関連して、経済のデジタル化があり、税務行政のデジタル化もあるというのを、セットで、同じレベルで進めないといけない。それが起きているのがEUです。

富永：たしかに、国税庁さんをご一緒させていただき講演の中で聞く話ですが、税務行政はリソースが横ばいの状況である一方で対応する案件がどんどん増えて複雑化していて、悪質な案件に集中的にリソースを投下したいという考えがあるようです。

そして、デジタルインボイスだと、改竄できないから、悪質なことはできないよねと。だから、善良な納税者はどんどんデジタルインボイスを使ってくださいということかと。

たしかに、真面目にやっている人に早くデジタルに移行していってもらって、事業者自らの業務も効率化していくという形が望ましいのかなと思ったところです。

■申告がいない世界が来る？

溝口：本当にそのとおりなんですよ。今回インボイス制度を導入して、次のチャレンジって「申告」だと思えますよ。免

税事業者から課税事業者になった方々に、きちんと申告をしてもらうということが重要だと思っています。

もちろん、continuous transaction controlの点でいうと、町中に監視カメラがあるようなイメージはありますが、他方で、自分が発行したインボイスさえ課税庁に提出していれば申告義務もいなくなるかもしれません。そこまで、例えばEUでも申告を廃止すると言っている国はまだないんですが、早晚そんな世界が来るんですよ。

そうすると、考え方を変えると、例えばスマホのアプリでインボイスを発行して、お客さんに送る。で、それを同時にポンと課税庁に送る。そうなれば、申告義務はいらない。「あなたは今月いくらの納税です」とサマリーが送られてきて終わりです。それを、もちろん信頼できればですけど、自動引落としとかにしておけば、もうやることがないですよ。

富永：所得税の確定申告というのは、保険料控除や、ふるさと納税、そういったものは、マイナポータルを介してデータが集まってきています。もちろん複雑なケースはそれなりの工数が必要でしょうけども、そんなに複雑じゃなければ、図表4のように揃ったデータをそのままボタンを押して申告という形になっていますので、そういう世界に消費税も近づいていくのは間違いないのかなと思います。

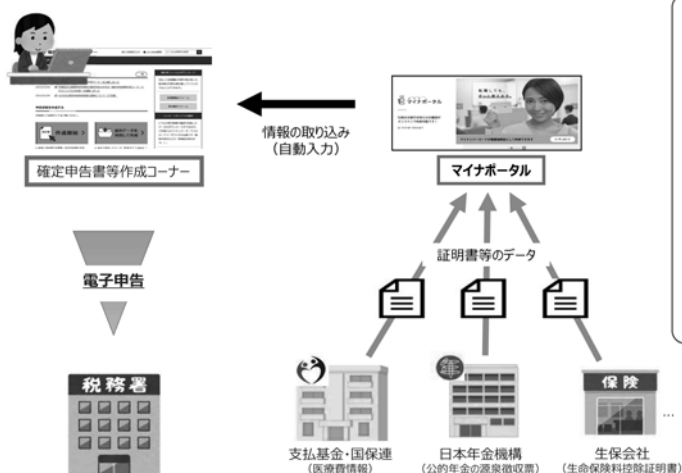
溝口：逆に、「課税事業者成り」をしたような方にこそデジタルインボイスを、と思うんです。

富永：そうですね。先程もちょっとお

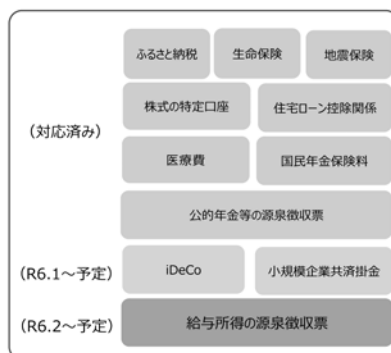
【図表4】給与所得情報のマイナポータル連携等の推進

◆ e-Taxによる確定申告に当たっては、政府機関や民間企業からマイナポータルに連携された情報を確定申告書等作成コーナーに取り込むことで、申告書への自動入力を実現。

1 マイナポータル連携の概要



2 自動入力の対象



※ スマートフォンのカメラで源泉徴収票（紙）を読み取ることで、金額等を自動入力できる機能(R4.1～)については、確定申告書等作成コーナーにおいて引き続き提供。

（出所）国税庁「関係省庁の連携による公的手続等のデジタル化の推進」（令和5年11月）3頁

話したように、発行側は「紙からPDF」に行くか「紙からデジタルインボイス」に行くかの2択なら、デジタルインボイスに行くほうがメリットが大きいと思うんです。だから今は、中小企業を中心に普及が進んでいます。

逆に、大きな会社はほとんどPDFで請求書を送っていますので、そこをデジタルインボイスにするのはまだちょっとハードルが高いと感じています。ただ、EUでの義務化の影響で、大きい会社も変えていくかもしれませんね。

溝口：おそらく、2030年の7月というのは「最遅」の対応期限なんですよ。どういうことかという、各国が先行して制度を入れてきていますし、そこにプラスして商慣習との兼ね合いもあります。日本企業っ

てけっこう、現地企業から買って日本本社に売るなど、間に挟まって取引をしています。

そうすると多分、2030年はコンプリート、デジタルインボイスが普及しきっている状態になっているはずですよ。なので、そこから始めたら遅いんですよ。

富永：2030年になったら日本の企業に「あなたもデジタルインボイスを送ってください」と言われるのではなくて、そのかなり前から要請は来るといことですね。

溝口：そうですね。しかも、11月5日にECOFINで合意されましたから、もう対応しなければいけないということはEUで確定したんですね。

そうすると、ここから2年くらいはすご

いプレッシャーが来ると思います。

■共通のインフラだから入りやすい

富永：私は先週までドイツに出張していて、色々と話を聞いてきました。ドイツではちょうど1月からB2B取引でデジタルインボイスが義務化の予定で、もっとデジタルインボイスをPRしないといけないと考えているそうです。その際、「義務」というよりは、「紙からデジタルインボイスにすると業務が効率化しますよ」というメッセージを伝えていこうとしているらしいです。

溝口：アフリカなど、もともと固定電話がなかった世界だと、携帯電話から入って、すべてが携帯電話で出来る方向に進みます。日本も、ここまでインボイス制度の導入が遅れて、Peppolも揃った段階で始まりました。これ、けっこうチャンスだと思うんですよ。

富永：そうですね。Wi-Fi環境が一番整っているのはアフリカ、みたいな話もありますしね。私がEIPAの活動を話したときには、なるほど、Peppolという共通のインフラがあるから皆で協力できるんですねと羨ましがられました。

溝口：EUにしてはおそろしく長い経過期間だと思うのですが、各国の2035年末までに存在するデジタル報告義務の統一が決まりました。これ、一部の先行してやっちゃったところがデジタルインボイスのゲートウェイを構築したわけですが、このゲートウェイをチャラにするということになってしまうのです。なので、異様に長い10年

の期間が必要になってくるんですけど。

富永：ドイツに行ったことである意味勇気づけられました（笑）。

溝口：これが日本の良い所で、「田植えアプローチ」とでも言いましょうか、皆で一列になって制度を導入する素地ができていたのかもしれない。

今は過渡期、これからは？

■今はまだ手間がかかる

溝口：弊社も税理士法人なのですが、請求書の処理が大変です。他のグループ会社と比較しても、税理士法人は圧倒的にインボイスの数が多いんですよ。

お客様に寄り添った形での請求書発行を心がけていますので、修正も多くて。

なので、なんとかしてデジタルインボイスを国内だけでも導入して、請求書発行プロセスを簡素化できないのかなということを考え始めたというところですよ。

問題は受け取る側なんですよ。こちらが勝手に「明日からデジタルインボイスを発行します」と言っても、お客様のほうで受け取れなかったら意味がないので。先程のお話にあったように、お客様のほうでも簡単に受け取れるということであれば、とてもやってみたい、試してみたいという気持ちがあります。

ちょっと思い出すが、DocuSignという電子契約がありましたよね。あれが入ってきたとき、私はすごい懐疑的だったんですよ。でも、実際に使ってみると、すごい便利じゃないですか。海外だけでなく国内でもあっという間に普及しました。もしあ

あいう形で、大々的なシステム改修とかが不要で出来るのなら、ぜひ検討してみたいということも実は思っています。

あともう1つ、先程も出てきた「入金消込」はすごく大変なんです。お客様によっては2個、3個の請求書をまとめて振り込んでくることもあり、かつ、わが社は色々なグループ会社の集まりなのに「全部デロイトでしょ」と一括りにされて、一緒に払い込まれてしまうこともあります（笑）。帳尻は合っているはずなんですけど、紐づけがとても大変になってしまっているの、全銀EDIとの提携ができれば、鬼に金棒ですよね。

そうこうするうちに、わりと大きな会社のお客様も多いので、徐々に利便性を感じていただいくのがよいと思います。

■税理士に集まる期待

溝口：EIPAが編集協力した書籍『デジタルインボイス入門編』（税務研究会、2024年）には、デジタルインボイス普及のカギは税理士であると書かれていますね。

富永：やっぱり、インボイス制度が始まったことで、民間の企業さんでも、消費税に関する実務というのは飛躍的に工数が増加していると思いますが、それをチェックしたり指導したりする税理士の事務所でも、相当工数が増えているようです。

そういう中で、税理士事務所としての業務効率化ということを考えた場合には、インボイスというところをデジタル化していく必要があるでしょう。

あとは、令和4年度税理士法改正で、税理士はICTにより納税者の利便性向上を図るようという努力条項が入りました。

（税理士の業務における電磁的方法の利用等を通じた納税義務者の利便の向上等）

第2条の3 税理士は、第2条の業務を行うに当たっては、同条第1項各号に掲げる事務及び同条第2項の事務における電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第49条の2第2項第8号において同じ。）の積極的な利用その他の取組を通じて、納税義務者の利便の向上及びその業務の改善進歩を図るよう努めるものとする。

税理士の先生方の努力義務としてデジタル化を支援しようということです。

税理士法が改正されたからというものもあるのですが、税理士の先生方はやはり経理業務全般を支援していくという役割の中で、デジタル化で業務を効率化して、より高度な相談に対応すれば、関与先から喜ばれるというのが仕事の醍醐味なのかなと思っています。そんな観点でぜひ普及に努めていただけたらなと思っています。

溝口：今は過渡期なんだろうと思うんですよ。やっぱりインボイス制度がないと、デジタルインボイスで税務申告さえ不要になる世界というのも来ないんですよね。「まずはトランザクション単位で記録を残しましょう」というのがインボイス制度の発想です。取引の記録を義務化するという制度が入った上で、今はちょっとデジタル化されていなくて、サンプルチェックをする工数が出てきてしまっているとか、あとは経過措置があって簿外での計算が必要になってしまったりとか、免税事業者か否かの

チェックが必要になってきたりだとかがあります。

しかし、それが終われば、デジタルに乗せる素地が完全に出来上がりますから、特に中小企業にとっては、スマホひとつで請求書発行から申告納税、若しくは還付まで済むという基礎ができたんじゃないかなと。後で振り返ったとき、それが実はインボイス制度の大きなメリットだとわかるのではないのでしょうか。

なので、税理士としては今一時的にチェックする内容が増えているという状況なのだと思います。

富永：そうですね。

■世界各国の動きを要チェック

溝口：この手間のかかっている期間をなるべく短く済ませなければいけません。

そのときに、EUが一步前でモデルを出してくれた。27か国でデジタルインボイスの発行を義務化したという状況というのは、ある意味チャンスと捉えていいのではないのでしょうか。

今回調査させていただいてわかったのですが、EUだけでなく、マレーシアをはじめアジア圏も、ここから数年間でバタバタと対応が進んでいくようです。

富永：減ることはないでしょうね。

溝口：そうですね。今までB2Gだけの世界だったので、2025年からはB2Bが始まります。B2Cはまだですけど、B2Bをやっているところは、全世界でデジタルインボイスの発行義務が入ってくると。逃れようがない。

けっこうびっくりしたのが、ラテンアメリカが厳しいんですね。この地域はすでにデジタルインボイスの発行義務を課しているという印象です。だから、アメリカだけ見ていては駄目なんですよ。

日本の税務ディスカッションは常に米国を見て行われがちなんですけど、付加価値税の議論をするときに米国を見てはいけないというところだと思います。

フランスのローレと米国のシャウプが全く異なる間接税の仕組みを考え、結局勝ったのはフランスですからね。なので、やはりVATや消費税の話をするときは米国ではなくEUと、それを真似した世界160か国超の情勢を見ていく必要があるのです。

B2Bの取引にデジタルインボイスの発行義務を課するという基本路線、ベクトルは全く一緒です。国によって何が違うかというと、企業の規模によって免除してみたりとか、施行を段階的にしてみたりとか、Peppolなのかそれ以外のデータ形式を求めるのか、対象取引を何にするかというようなところですよ。

越境取引の場合、相手の国ごとに制度を確認しなければなりません。例えばマレーシア相手なら、マレーシアの制度がどうなっているかを見なければいけません。ある意味EUはラッキーで、27加盟国で一挙に進めるので、1粒で27回美味しいみたいな感じです。

世界の様子を常に見ていなければいけません。

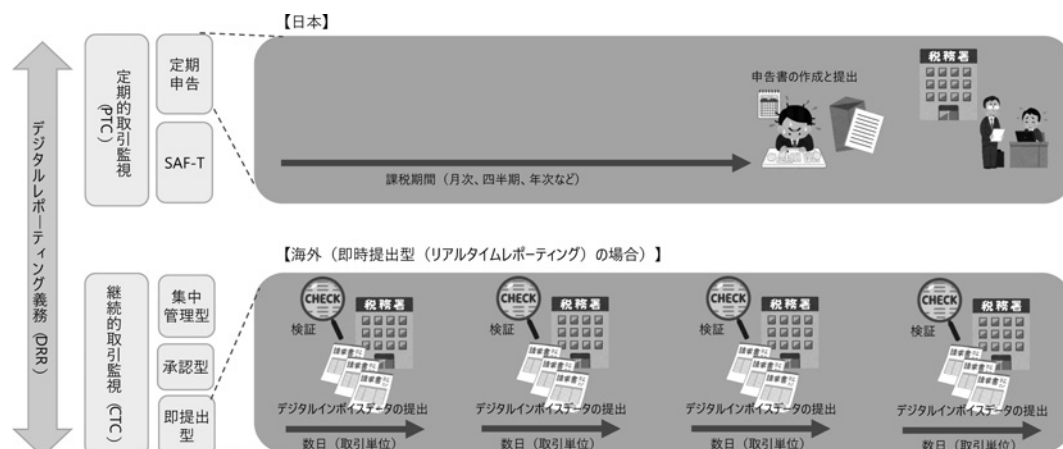
一同：本日はありがとうございました。

2024年11月7日
中央経済社にて

【参考】EIPA「諸外国におけるデジタルインボイス（e-invoice）制度調査報告書」（抜粋）
 〈調査の前提及び目的〉 6 頁

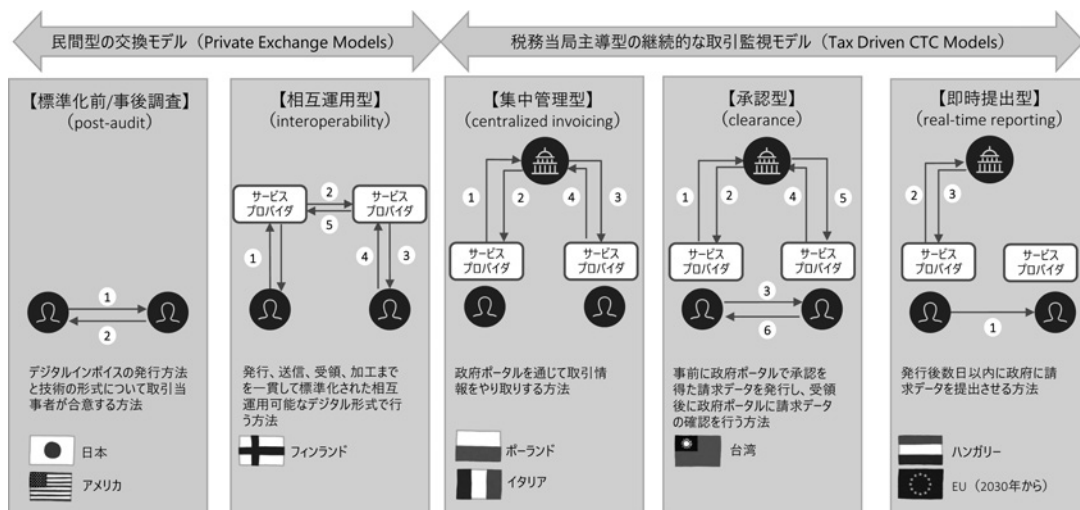
- 近年インボイスの授受を含めて、バックオフィス業務をデジタル完結させることが世界的なトレンドとなってきました。80カ国以上がデジタルインボイスの義務化を実施または計画していると言われており、グローバル企業は世界的な規制変化に迅速に適応する必要があります。
- 欧州では、課税強化を目的として、各国法制度に従い国内取引を対象とするデジタルインボイスの義務化が進んでいます。さらに2030年7月からEU27加盟国すべてについて、VAT指令改正によりデジタルインボイスがインボイスの標準形式として定められるだけでなく、EU域内国境を越えた資産及び役務の提供に対し、EU標準フォーマットによるデジタルインボイスの発行が義務化され、併せて課税庁に対するデジタルレポーティング制度が導入される見込みです。
- 今後日本企業においては、諸外国の制度上デジタルインボイス発行やデジタル報告義務の対象とならない場合でも、商慣習上、海外企業と取引をする際に、デジタルインボイスの発行を取引先から求められるようになる可能性が高いと言えます。
- 一方、日本においては、依然として紙を前提とした実務や多くのアナログな業務プロセスが存在しています。このような中、デジタル庁は、グローバルな標準モデルのひとつである「Peppol」をベースとした日本におけるデジタルインボイスの標準仕様（JP PINT）を定め、管理等を行っています。しかしながら、日本ではデジタルインボイスの発行は義務化されておらず、実務における普及はまだこれからという状況です。
- 本調査は、諸外国におけるデジタルインボイスの普及状況、制度の概要、各国の施策等の世界的な動向、及び、デジタルインボイス導入にあたっての実務上の課題や企業におけるメリットを調査し、今後の日本におけるデジタルインボイスの在り方について必要な分析及び検討を行うことで、日本におけるデジタルインボイスの普及に資する有用な情報を提供することを目的としています。

〈海外のVAT/GSTコンプライアンスの中核を担うデジタルインボイス〉 16 頁



〈デジタルインボイスのモデル〉 19頁

- デジタルインボイスの制度は国によって様々ですが、デジタルインボイスの授受の方法や、税務当局の取引監視方法の観点から、世界で普及しているいくつかの主要なモデルがあります。



〈デジタルインボイスの市場規模〉 24頁

- デジタルインボイスの市場は大幅な成長が期待されており、ビジネス取引におけるコンプライアンスと効率性の向上の必要性により、導入割合、市場価値ともに急成長が見込まれています。Billentis社のレポートによれば、2024年現在、年間で処理される約5,600億件の請求書のうち、約1,250億件の請求書が電子的に送信されていると予測されており、そのうち90億件がデジタルインボイス (e-invoices), 35億件がデジタルレシート (e-receipts) であると報告されています。
- デジタルインボイス市場は当初、民間企業が主導となり、特に取引数の多い業界を中心に、紙の請求書に代わるデジタルの請求データの利用の広がりにより、ここ20年間成長を続けてきました。近年、各国政府や税務当局によりデジタルインボイスが義務化されるケースが増えていることが、市場拡大の大きな要因となっています。現在のデジタルインボイス市場の価値は89億ドルとされていますが、2028年までに約237億ドルに上昇すると予測されています。さらに請求だけでなく、デジタルインボイスに追加の情報を組み込むことで、取引から決済、税務コンプライアンスまでを自動化する動きが見られています。
- WTOの2024年7月に発表された電子商取引に関する共同声明では、デジタルインボイスのフレームワークが電子商取引のコスト効果、効率性、正確性、信頼性を向上させることを認識しており、国際的な相互運用性を支援するよう努めることが確認されています。また、輸出入に伴う紙の書類のデータベース形式への移行及びペーパーレス環境を推進

しています。

〈地域別に見たデジタルインボイス〉26頁

- デジタルインボイスの普及は世界的な潮流と言えるものの、地域別にみると法律、言語、文化の多様性、政府の施策重視度合い等によって、デジタルインボイスの普及状況には格差が生じています。
 - ▶ アフリカ、アジア、ラテンアメリカ：税務当局は、脱税を最小限に抑えるため、検証や税務調査の目的で、詳細なデジタルインボイスデータか、少なくともインボイスの抜粋データを当局に提出させる法令上の義務を導入しています。このため税務当局は新しい枠組みを構築し、従来の紙ベースの方法ではなく、複雑な継続的な取引監視モデル（CTC）の導入を進めています。CTCの導入は、企業内の請求書処理プロセスの効率や取引先とのデジタル連携を直ちに向上させるものではありませんが、税務申告プロセスの簡素化に貢献しています。
 - ▶ ヨーロッパ：イタリアなど先行してデジタルレポーティング義務を導入した国の制度は国によって異なり、国境を越えて事業を展開する企業のコンプライアンスコストを増大させ、税務当局側でも、EU加盟国間の取引情報の突合が困難となるなどの弊害を生じさせました。そのため、EUでは欧州委員会の取り組みにより、デジタルインボイスを標準化し、2030年7月までにB2BのEU域内越境取引へのデジタルレポーティング義務を導入することを目指しています。さらにドイツなど、国内法令により、2030年7月以前に、またより広範囲で、デジタルインボイスの義務化を予定している国があります
 - ▶ アメリカ、日本：デジタルインボイスの発行やデジタルレポーティング義務は導入されていません。ビジネス取引の効率化の目的で、任意でのデジタルインボイスの導入が行われています。

〈調査対象国のデジタルインボイス発行義務の導入状況〉34～36頁を基に編集部作成

地域	国	デジタルインボイス	導入時期
ヨーロッパ	オーストリア	B2G：義務あり	B2G：2014/1 導入済
	ベルギー	B2G：義務あり B2B：義務化予定（法案段階）	B2G：2022/11～2024/3 導入済 B2B：2026/1 導入予定
	デンマーク	B2G：義務あり B2B：導入予定（詳細未定）	B2G：2019/4 導入済 B2B：導入予定（詳細未定）
	フィンランド	B2G：義務あり B2B：義務あり	B2G, B2B：2020/4 導入済
	フランス	B2G：義務あり B2B：義務化予定	B2G：2017/1～2020/1 導入済 B2B：2026～2027 導入予定
	ドイツ	B2G：義務あり B2B：義務化予定	B2G：2020/11 導入済 B2B：2025～2028 導入予定
	ギリシャ	B2G：義務あり	B2G：2023/9～2025/1 導入
	ハンガリー	B2G：義務あり B2B：義務あり B2C：義務あり	B2G, B2B, B2C：2018/7～2021/1 導入済

ヨーロッパ	イタリア	B2G：義務あり B2B：義務あり B2C：義務あり	B2G：2014/6～2022/7 導入済 B2B, B2C：2019/1～2022/7 導入済
	ラトビア	B2G：義務化予定 B2B：義務化予定	2026 導入予定（変更される可能性あり）
	リトアニア	B2G：義務あり	B2G：2017/7 導入済
	ルクセンブルク	B2G：義務あり	B2G：2022/5～2023/3 導入済 B2B, B2C：導入予定（詳細未定）
	オランダ	B2G：義務あり	B2G：2017/1～2019/4 導入済
	ノルウェー	B2G：義務あり	B2G：2019/4 導入済
	ポーランド	B2G：義務あり B2B：義務化予定	B2G：2019/4 導入済 B2B：2026/2～2026/4 導入予定
	ポルトガル	B2G：義務あり	B2G：2022/1～2023/1 導入済
	スペイン	B2G：義務あり 特定のB2C：義務あり B2B：義務化予定（法案段階）	B2G：2015/1 導入済 B2B：2024～2026 導入予定（法案段階）
ラテンアメリカ	トルコ	B2B：義務あり B2C：義務あり	B2B, B2C：2010 導入済
	チリ	B2G：義務あり B2B：義務あり B2C：義務あり	B2G, B2B, B2C：2021/3 導入済
	コロンビア	B2G：義務あり B2B：義務あり B2C：義務あり	B2G, B2B, B2C：2018から段階的に導入済
	コスタリカ	B2G：義務あり B2B：義務あり B2C：義務あり	B2G, B2B, B2C：2019/7 導入済
オセアニア・アジア	メキシコ	B2G：義務あり B2B：義務あり B2C：義務あり	B2G, B2B, B2C：2014 導入済
	オーストラリア	B2G：義務あり	B2G：2022/7 導入済
	マレーシア	B2G：義務あり B2B：義務あり B2C：義務あり	B2G, B2B, B2C：2024/8～2025/7 導入
	韓国	B2G：義務あり B2B：義務あり B2C：義務あり	導入済

※ 調査対象国のうち、現在アイルランド、スロバキア、スロベニア、スイス、イギリスではデジタルインボイス発行・受領の義務は導入されていません。

※ アメリカ合衆国は、一般的にデジタルインボイス発行義務の根拠となる、付加価値税（VAT/GST）制度が存在しません。

調査の全容はEIPAホームページにて公開予定なので、ぜひご覧ください。

<https://www.eipa.jp/>